

許可申請書

年　月　日

高知県知事　　様

(高知県須崎土木事務所長)

申請者　住 所

ふりがな
氏 名

別紙のとおり河川法第24条・第26条の許可を申請します。

備 考

- 申請人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 河川法施行規則第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第　　条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(乙の4)

(工作物の新築、改築、除却)

1. 河川の名称
2. 目的
3. 場所
4. 工作物の名称又は種類
5. 工作物の構造又は能力
6. 工事の実施方法
7. 工期
8. 占用面積
9. 占用の期間

備 考

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権現に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあっては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

添付図書

- 1 事業計画概要書（必要あらば図面添付）

- 2 位置図（1/50,000）
実測平面図（1/100 から 1/2,500・原則として 1/500 又は 1/1,000 程度のもの）
- 3 工作物の設計図（工作物の除却にあっては構造図のみ）
- 4 工事の実施方法を記載した図書（工程表等を含む）
- 5 占用する土地の面積計算書及び丈量図（1/250 又は 1/500）
- 6 河川管理者以外の者が、その権原に基づき管理する土地において新築等を行なう場合
又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築著しくは除却を行なうにあっては、当該新築等を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが充分であることを示す書面。
- 7 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けること
を必要とするときは、その受けていることを示す書面、又は受けける見込みに関する書面。
- 8 その他参考となるべき事項を記載した図書
- 9 橋りょうの架設に係るものについては、橋りょう架設審査表を必ず添付すること。
- 10 変更許可申請の場合の添付図書

（注）（1）添付図書の省略

工作物の新築等の許可申請で河川区域内の土地の形状変更等及び河川保全区域内における行為の
許可申請を同時に行なう場合において、申請書に添付すべき図書のうち 1 つのものの内容が
他のものの内容に含まれるときは当該 1 つのものは添付する必要はない。